

お知らせ

栃尾市農業委員会の選挙による

農業委員の選挙

7月15日(火)に執行

委員の任期が、七月十九日に満了になります。選挙管理委員会ではこの選挙を七月十五日(火曜日)に執行することにしました。

今回の選挙は、昭和二十六年に農業委員会制度が発足してから第七回目となりますが、現在の農業事情がいろいろな問題をかかえていると、ただちに、農業委員の果す役割は重要なものといえ

ます。それだけに有権者のみなさんは、農業委員にふさわしいりっぱな人を選ばなければならないわけです。

この選挙のあらまし

- ▽選挙する委員の数 二十人
- ▽選挙する区域 市内全域
- ▽この選挙の有権者 ことし一月一日現在で、農家のみなさんからの申請に基づいて作成した農業委員会選挙人名簿に登録されている人たちが有権者となります。ただし、この名簿に登録された人でもその後農業をやめたり、市外に住所を移転した人は、選挙権がなくなります。
- ▽投票について
 - 1 投票日時 七月十五日午前七時から午後六時まで。市内三十一の投票所で行ないます。
 - 2 不在者投票 投票日にやむを得ない用件で市外へ旅行される人や、指定されている病院(郷病院等)に入院中の人は不在者投票ができます。
 - 3 氏名掲示 投票所内に候補者の氏名掲示は行ないませんので、あらかじめ候補者の氏名をよくおぼえて、まちがいのないようにしてください。
 - ▽立候補される人へ
 - 1 立候補 原則として、名簿に登録された人であれば立候補ができます。
 - 2 立候補の届出期間 七月五日から八日までの四日間、毎日午前八時三十分から午後五時まで。
 - 3 立候補の手続き 候補者届、候補者推薦届など関係書類の用紙は選挙管理委員会で準備します

住民登録のない人は選挙権がありません

六月末日までに異動届けを

住民基本台帳法と公職選挙法の改正により、きたる七月二十日から住民基本台帳と選挙人名簿のリンク制が実施されます。

この制度が実施されますと、住民基本台帳に記載されていない人は、選挙人名簿に登録されないことになり

ます。そこで、市役所では住民基本台帳と選挙人名簿を照合しています。照合の結果住民票に登録されていない人について、文書で照会いたしますので、お手数でも六月三十日までに住民異動届をして

から、選挙の告示(七月五日)の前にもらって書類を整えておきましょう。

4 候補者を辞退する期間 七月五日から八日まで。

住宅改良資金

申込みは7月11日まで
住宅金融公庫で、住宅改良資金を貸し付けます。

希望者は、七月十一日までに市内金融機関にお申し込みください

【条件】(1)改良する住宅の所有者であること。(2)所要の自己負担金の調達ができること。(3)一戸当たりの住宅部分の床面積が三十平方メートル以上であること。【貸付額】住宅改良工事費の七割以内で十万元以上四十万円まで。【利率】年六分【償還期間】十年以内

特別弔慰金の請求

六月末日までに手続きを

戦没者の遺族には、昭和四十年四月から特別弔慰金が支給されていますが、この請求権はことしの六月三十日までに手続きをしないと時効になります。該当されるか

【受給資格】 戦没者の遺族(父母、祖父母)が弔慰金(五万円または三万円の遺族国債)を受給しており、その遺族が昭和四十年四月一日以前に死亡し、その後公務扶助料等の年金をだれも受けていない遺族(戦没者と同一生計にあった兄弟姉妹まで)に対して支給するものです。

行政相談日

▽と き 六月二十四日
午前十時から
午後三時まで

▽と ころ 市役所市民相談室
なんでも気軽に相談ください

今月の市税

- ▷ 固定資産税
 - ▷ 軽自動車税
 - ▷ 国民年金
- 納期 6月30日

(4月末現在)	
世帯数	7,663
男	17,101
女	18,597
計	35,698

とちお

編集と発行 新潟県栃尾市役所
電話 (02585) 2-2151

とちお第一五〇号 昭和四十四年六月十日発行
毎月十日一回発行(定価一冊四円)
昭和三十二年二月二十日第三種郵便物認可



錦鯉の初せり

錦鯉のせり市がさる5月29日栃尾市農協錦鯉センターに約300名の愛好家を盛んに開かれました。市内の生産者から150箱の錦鯉が出品され、県内から集まった24人のせり人(買手)によって1箱づ

つせられました。総額85万5千円の売り上げがありこの日の最高値は昭和三色(親物)1匹5万円でした。なお、売り上げの1割は出品者が手数料として農協へ納めるしくみになっています。

この次のせり市は、出荷最盛期の9月から11月まで毎月第1と第3木曜日に開催される予定です。

おもな内容

川西地区住居表示きまる	2	農業事故を防ごう	4
駐車が完成	2	農事(低温期稲作の管理)	4
ふえたひき逃げ事故	3	戊辰戦争と栃尾	4
事業所統計に協力を	3	公民館のページ	5
「天と地と」あれこれ	3	お知らせ	6

44, 6

No.150

岩神・三光は「表町」に

7月1日から実施

三月号の広報「とちお」で、川西地区の住居表示案についてお知らせしましたが、さる五月二十二日に開かれた臨時市議会で関係議案が議決され、川西地区の新しい住居表示は七月一日から実施されることになりました。今回は、実施後変わる点や、いろいろな手続きなどについてお知らせします。

表示板をとりつけ

◇街区符号の表示板

市では、六月下旬一ろまで各街区の角の家に、街区符号の表示板(幅二センチメートル、長さ五六センチメートル)を取りつけます。街角にあたる家では公衆の便利のため、ご協力ください。

◇住居番号の表示板

各戸には、玄関の見やすい場所に



【写真は秋葉公園わきの駐車場】

秋葉公園わきに 駐車場が完成

市では、秋葉公園わきに駐車場建設を進めておりましたが、このほど完成しました。

市内の主要道路は、昭和42年5月から駐車禁止されましたが、適当な駐車場がないため、中幹線など路上駐車が多く交通にたいへん不便をきたしています。

そこで、少しでも駐車難を緩和しようと、常安寺など関係者の協力を得て秋葉公園わきに70万円で駐車場を建設したものです。この駐車場はアスファルト舗装で600平方メートルの広さがあり、約30台の車を収容することができます。自由にご利用ください。

実施後みなさんから

手続きをしてもらうもの

住居表示が実施されると、法人登記や免許証、許可証などの住所変更手続きが必要で、この場合、市役所で発行する「住所変更証明書」を持参すると、登録税や手数料が免除されます。証明書は市民課窓口で無料で発行します。

◇法人登記の住所変更
住居表示区域
内に本店や支店
およびこの区域内に住所のある会社や法人の代表者は、本店、支店事務所または代表者の住所が変更した旨の登記を二週間以内に法務局に申請しなければなりません。

◇家を新・改築したときは
新しく家を建てたり改築したりして出入口が変わったときは、住居番号をつけたり、変更したりしなければなりませんので、早めに市役所市民課へ届け出てください。

市役所公簿を書き替え

市役所では、戸籍簿、住民基本台帳、印鑑登録簿、選挙人名簿など各種の公簿を新しい住所に書き替えます。

七月一日からは、戸籍、住民票の謄抄本や印鑑証明などの申請には、必ず新しい住所で申し出てくださいます。

目撃者は

こんな点を通報しよう



ふたひき逃げ事故

最近悪質なひき逃げ事故が多く発生しています。昨年十一月に市内小貫で発生した死亡ひき逃げ事故は、まだ解決されていません。

ひき逃げ事故は交通量の多い道路で発生することが多く、目撃者のある場合が多いのですが、通報してくれる人はあながい少ないということです。

栃尾警察署では、悪質なひき逃げ事故を一件も残らず検挙するため、事故を目撃したかたは、次のことを警察へ通報してくれるよう望んでいます。



車の型、トラックか、乗用車か、ナンバー

ライトバンか。車の色、単に青色というだけでなく「ピース(たばこ)の箱と同じような濃い藍色」のように比較される色で、できるだけ正確に。ナンバー、全部わかれば一番よいのですが、まず四つの数字のうち初めのふたつを覚えてください。最近では県外車も多く入っているため、何県の車かがどうしても必要です。たとえば、黒い乗用車、ナンバーが「新5た66127」という車ならば「黒い乗用車、新5た66127」の番号を1初めの番号は

事業所統計調査にご協力ください

七月一日現在で実施

七月一日現在で、全国いっせいに事業所統計調査が実施されます。この調査は、三年に一回行なわれるものです。全国のすべての事業所を産業別、経営組織別、従業員規模別など事業所の構成を明らかにして、行政や経済施策に役立つための資料を得るたいせつな調査で、事業所の国勢調査ともいわれているものです。

商店や工場などすべての事業所が調査の対象になります。後日調査員が伺いますから、調査にご協力くださるようお願いいたします。

常安寺を再建

鬼小島を普請奉行に

天文十二年、十四才に成長した謙信公は再び栃尾にきました。八才の時、栃尾にきたのは瑞麟寺の門前和尚のもとで学問するためでしたが、こんどは武將として下郡(中・下越地方)鎮圧のため、栃尾城に入城したのです。城主本庄父子はたいへん喜んで公を迎え、君臣の義を約し忠義をつくすと云う誓書を差しあげました。

公はまず近隣諸国の国状を見るため、祖越、益翁の二長老を従えて、越中(富山県)、飛騨(岐阜県)、信濃(長野県)、甲斐(山梨県)、武蔵(埼玉県)、上毛(群馬県)等を巡って帰りに、いよいよ栃尾において旗上げをしました。

武將として勝っていた公は、また為政者として地域の開発、領民の宣撫にとまめました。公の政治の根柢をなすものは仏教の慈愛の心で、表面ではきびしくても陰では寛大で思いやりがありました。栃尾にきた翌年の十三年には、守門社に米代として社領を寄進しました。公は常に厚く神仏を崇敬しました。門察年譜によると、

「天と地と」あれ、これ

栃尾市教育委員長 那須正丘

公が栃尾に在城中にはいくつもの合戦があったこと、そのことは後日に譲りましよう。天文十七年、公十九才の時、晴景の養子になり、長尾氏を嗣ぐため、尾から春日山へ入城されました。公が春日山城へ行かれてからも、栃尾との因縁は続いています。十八年には、恩師の瑞麟寺住職門察和尚へ「亡父道七(為景)と珊瑚和尚との約束のとおり、今田宮の山林を転輪寺(吉川町)へ寄進いたします。」と云う安堵状をおくっています。この安堵状のあて名は瑞麟寺ですが、内容は転輪寺あてのもので、なかなか分りにくく、去る三月三十一日転輪寺まで行って調べてきました。

門察和尚は転輪寺と瑞麟寺の住職を兼務しており、当時瑞麟寺におられたので、宛名を瑞麟寺とされたものです。吉川町には今田宮の地名が現在も残っています。

統計コーナー

工業統計調査から

従業者数出荷額ともに 鈍かった昨年の伸び率 昨年十二月末の従業者数は、七三九七人、一年間の製造品出荷額等は一七五億六一八万円でした。

%製造品出荷額等では、急激な物価上昇等の影響もありますが五倍以上になっています。しかし、ここ五年間の平均伸び率は従業者数四・七%、製造品出荷額等一八・一%に対し、昨年は一・七%、四・六%とその伸びは鈍っています。また、県平均の伸び率、二・五%一九・〇%に比べてもはるかに低いものでした。

従業者、出荷額の年次別推移

Table with 4 columns: Year,従業者数 (実数), 33年比, 出荷額等 (実数), 33年比. Rows for years 33 to 43.

